

## 中東情勢の変化による建設資材への影響に係る対応について

今般、中東情勢の変化に伴い、塗料などの石油精製品（ナフサ<sup>※1</sup>等）を原料とする建設資材（以下「指定品目」という。）の納期遅延や価格が高騰している状況となっております。

※1 原油を精製した際に得られる石油化学の基礎原料で、塗料・断熱材・ウレタン塗膜防水・床材・壁材・接着剤などの原料。

防衛省においては、今般の急激な物価変動等により、予定価格と実勢価格に乖離が生ずるおそれがあることや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、請負代金額の設定、工期の設定、スライド条項の適切な運用等に係る取組を実施し、入札参加者及び受注者のみなさまの不安の解消に努めることを目的として、以下の対応を行います。

### 概要

#### ●新規に発注する工事への対応

・発注時の官側積算は刊行物をベースに作成し、指定品目に係る官側積算に使用する刊行物の名称、月、内容等（価格を除く）及び見積採用単価について、入札参加者へ事前に交付します。

・契約後、契約書第27条第5項（単品スライド条項）の請求があった際には指定品目にあっては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う「特例措置」の対象とします。

・また、単品スライドは、受注者が購入価格を証明し、適切な購入金額であると認められる場合は、実際の購入価格<sup>※2</sup>を用いて請負代金額を変更することが可能です。

※2 実際の購入金額を用いてスライド額を算定する場合、価格変動後の工事材料の金額に落札率を乗じず、スライド額を算定します。

#### ●既に契約済みの工事への対応

・単品スライドの請求があった際の積算方法は、新規に発注する工事と同様に指定品目にあっては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う「特例措置」の対象とします。

#### ●工期延長等の対応

・資機材の納期が遅れる場合には、受発注者間で協議し工事一時中止及び工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行います。

### 適用開始日

#### ○新規発注

令和8年6月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

○既契約又は令和8年6月1日以前に入札公告を行った工事  
受発注者間で協議のうえ、実施できることとします。

北海道防衛局 調達部 調達計画課 企画係	011-272-7512（直通）
帯広防衛支局 建設計画官 計画調整係	0155-22-1182（直通）

# 中東情勢の変化による建設資材への影響に係る対応について

防衛省 整備計画局施設G

令和8年5月

- 現在、中東情勢の変化による影響で、塗料などの石油精製品(ナフサ等)を原料とした建設資材の納期遅延や価格が高騰している状況となっております
- 防衛省においては、今般の急激な物価変動等により、予定価格と実勢価格に乖離が生ずるおそれがあることや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、請負代金額の設定、工期の設定、スライド条項の適切な運用等に係る取組を実施し、入札参加者及び受注者のみなさまの不安の解消に努めることとしています

## 特に影響を受ける石油精製品（ナフサ※等）を原料とする建設資材（以下「指定品目」という。）

- 塗料、シーリング、内外装仕上材、防水材、断熱材、ユニットバス、樹脂管など  
※ナフサ：原油を精製した際に得られる石油化学の基礎原料で、塗料・断熱材・防水材・床材・壁材・接着剤などの原料。

## 新規に発注する工事への対応

- 発注時の官側積算は刊行物をベースに作成し、指定品目に係る官側積算に使用する刊行物の名称、月、内容等（価格を除く）及び見積採用単価について、入札参加者へ事前に交付します
- 契約後、受注者から契約書第27条第5項（単品スライド条項）の請求があった際には指定品目にあっては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行うもの（「特例措置」）であることを入札公告等資料に明記します



- 契約後、単品スライド請求があった際は、受注者が購入価格を証明し、適当な購入金額であると認められる場合は、実際の購入価格を用いて請負代金額を変更※することが可能です

※実際の購入金額を用いてスライド額を算定する場合、価格変動後の工事材料の金額に落札率を乗じず、スライド額を算定します

- なお、当然のことながら、指定品目以外の品目（鋼材等）も単品スライド請求も行うことができ、また、労務単価等も含めたインフレスライドと併せての適用可能です

## 既に契約済みの工事への対応

- 単品スライドの請求があった際の積算方法は、新規に発注する工事と同様に指定品目にあつては工事材料毎で判定をすることなく、1品目としてスライド判定を行う「特例措置」の対象とします
- 資機材の納期が遅れる場合には、工事一時中止及び工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行います

## 最新の情勢の把握及び情報共有

- 資機材の調達にあたっては、支障の有無や物価変動等の最新状況の把握に努め、企業に対し可能な限り情報の提供を行ってまいります

○指定品目の例 ※記載のない石油精製品(ナフサ等)を原料とする建設資材を含む建設工事にあつては、受発注者間の協議により指定品目に加えることができます  
 (建築工事) (電気設備・通信工事)

工事材料
アスファルト類 (アスファルト防水、アスファルト合材 等)
合成樹脂系材類 (ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木 等)
防水材
シーリング材
雨とい製品
塗装材
ビニル系床材
壁紙材
内装見切り材
断熱材
ユニットバス

工事材料
合成樹脂系材類 (PF管、CD管、硬質ビニル管 等)
盤類 (分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤 等)
(機械設備工事)
工事材料
配管類(非鋼材) (塩ビ管、ポリエチレン管 等)
衛生器具類 (衛生器具ユニット、浴槽ユニット 等)
給湯設備
(土木工事)
工事材料
アスファルト類 (アスファルト混合物、ストレートアスファルト、改質アスファルト 等)
配管類(非鋼材) (塩ビ管、ポリエチレン管 等)

## 単品スライドに係るスライド額の算定方法



防衛省独自

### 【従来の単品スライド】

計算例		請負代金額: 220,000千円		1%相当額: 2,200千円	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
防水材	アス防材	2,000,000	2,400,000	400,000	×
とい	塩ビ管	800,000	1,000,000	200,000	×
塗装	SOP塗装	1,500,000	2,800,000	1,300,000	○
	EP塗装	2,500,000	3,500,000	1,000,000	
	計	4,000,000	6,300,000	2,300,000	
内装	ビニル床材	2,500,000	2,750,000	250,000	×
	壁紙	1,500,000	1,850,000	350,000	
	計	4,000,000	4,600,000	600,000	
ユニット	ユニットバス	2,500,000	4,500,000	2,000,000	×
合計		13,300,000	18,800,000	5,500,000	

スライド額  $S = 2,300,000 - 2,200,000 = 100,000$

A: 請負代金額 = 220,000千円  
 B: 1%相当額 = 2,200千円(差引き額)  
 C: 塗装材変動額 = 2,300千円  
 D: スライド額 = **100千円**

※塗装材以外はスライド対象外

### 【今回(指定品目)の単品スライド】

計算例		請負代金額: 220,000千円		1%相当額: 2,200千円	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額※	変動額	対象の判定
防水材	アス防材	2,000,000	2,400,000	400,000	○
とい	塩ビ管	800,000	1,000,000	200,000	
指定品目	SOP塗装	1,500,000	2,800,000	1,300,000	
	EP塗装	2,500,000	3,500,000	1,000,000	
	計	4,000,000	6,300,000	2,300,000	
内装	ビニル床材	2,500,000	2,750,000	250,000	
	壁紙	1,500,000	1,850,000	350,000	
	計	4,000,000	4,600,000	600,000	
ユニット	ユニットバス	2,500,000	4,500,000	2,000,000	
合計		13,300,000	18,800,000	5,500,000	

スライド額  $S = 5,500,000 - 2,200,000 = 3,300,000$

A: 請負代金額 = 220,000千円  
 B: 1%相当額 = 2,200千円(差引き額)  
 C: 変動額 = 5,500千円  
 D: スライド額 = **3,300千円**

※品目は、工種別に区分せず、指定品目(ナフサ等)として整理

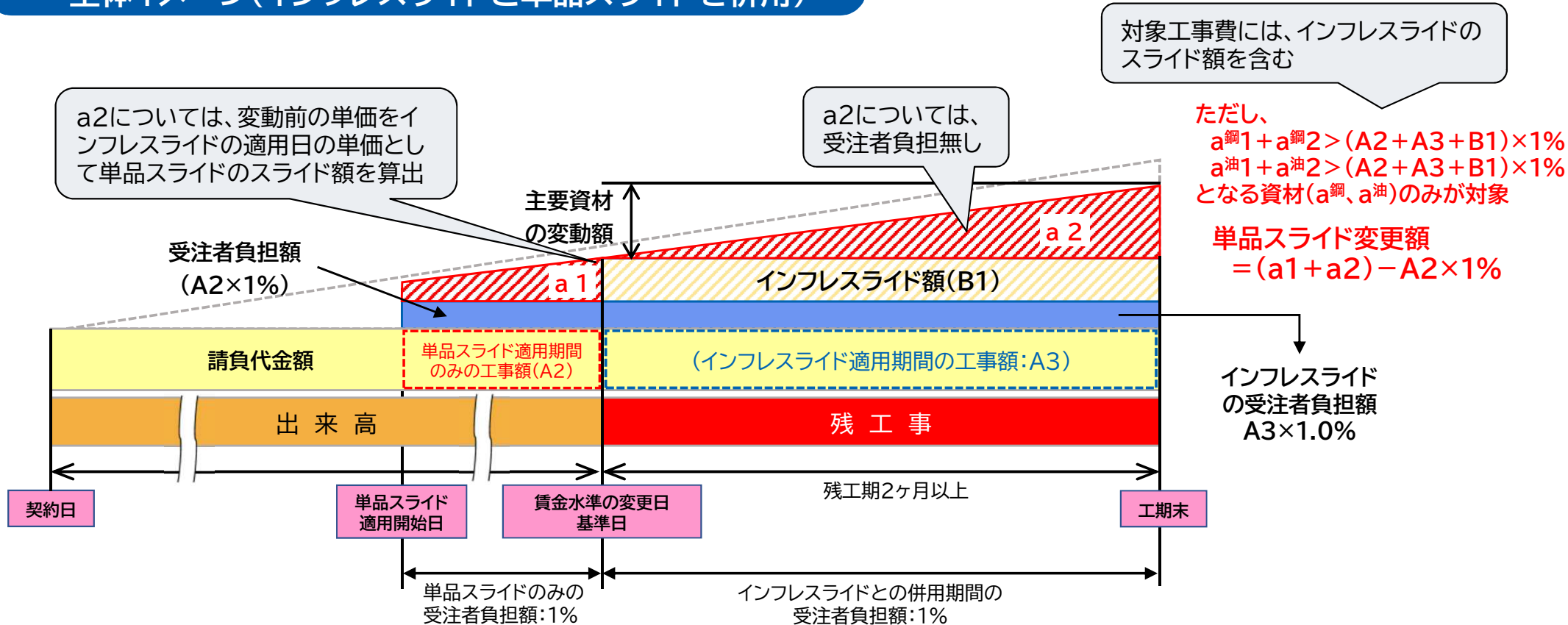
※実際の購入金額を用いてスライド額を算定する場合、価格変動後の工事材料の金額に落札率を乗じず、スライド額を算定



## ○ インフレ(全体)スライドと単品スライドの併用

- 近年、公共工事設計労務単価の改正に伴い、インフレスライド条項に基づき請負代金額の変更を行っている事例がありますが、資材価格の急激な高騰等により、さらに請負代金額が不相当となる場合においては、単品スライド条項も合わせて適用し、請負代金額の変更を行うことが可能です
- なお、全体スライド条項と単品スライド条項を併せて適用することも可能です

### 全体イメージ(インフレスライドと単品スライドを併用)



注) 基準日が既済部分検査を行った後になる場合、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたものとなります

# 品目まとめて単品スライド

## 防衛省 独自対策をスタート

防衛省は、中東情勢の緊迫化によりナフサなどを主原料とする建設資材の納期遅延や価格高騰を踏まえ、複数の品目をまとめて単品スライドを申請できるようにした。従来は、1品目ごとの算定だったため、塗装材などを対象に適

用するのは難しかったものの、今回、複数品目をまとめて算定できるようにすることで、実態に即した支払いが可能になるとみている。1日から適用しており、同省独自の対応策となる。

は、例えばユニットバス、塗装材など複数の資材が値上がりしても品目ごとの判定になるため、複数品目が値上がりしていても請負代金額の1%相当額に達した1品目しか対象にならず、複数品目の値上がりに対応できないケースも

あった。

今回の対応策を適用すると、防水材や塗装、ユニットバスなど複数の品目を足して1品目として適用できるため、1%相当額を超える可能性が高まり、中東情勢による価格高騰を踏まえた実態に即して増額できるとみている。価格転嫁につながり、企業の収益圧迫を防げるとしている。

新規に発注する工事では、今回の独自措置を適用できることを入札公告などの資料に明記する。契約後に単品スラ

イドの請求があった際、納品の購入価格を使って請負代金額を変更できる。

既に契約している工事の場合、1日以降に請求すれば、請求時点を起点として今回のスライドを適用できる。

- 指定品目の例は、次のとおり。
- 〈建築工事〉アスファルト類 (アスファルト防水、アスファルト合材など) △合成樹脂系材料類 (ビニール床タイル、ビニール床シート、ビニール幅木など) △防水材 △シーリング材 △雨どい製品 △塗装材 △ビニール系床材 △壁紙 △内装見切り材 △断熱材 △ユニットバス。
  - 〈電気設備・通信工事〉合成樹脂系材料類 (P F管、C D管、硬質ビニール管など) △盤類 (分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤など)。
  - 〈機械設備工事〉非鋼材配管類 (塩ビ管、ポリエチレン管など) △衛生機具類 (衛生器具ユニット、浴槽ユニットなど) △給湯設備。
  - 〈土木工事〉アスファルト類 (アスファルト混合物、ストリートアスファルト、改質アスファルトなど) △非鋼材配管類 (塩ビ管、ポリエチレン管など)。

# 独自の単品スライド運用

防衛省独自の単品スライド

計算例		請負代金額の1%相当額: 2,200千円		
各品目	各材料	価格変動額	従来の運用	新たな運用
防水材	アス防材	400千円	×	—
とい	塩ビ管	200千円	×	—
塗装	SOP塗装	1,300千円	—	—
	EP塗装	1,000千円	—	—
	計	2,300千円	○	—
内装	ビニル床材	250千円	—	—
	壁紙	350千円	—	—
	計	600千円	×	—
ユニット	ユニットバス	2,000千円	×	—
「指定品目」合計		5,500千円	—	○
スライド額			100千円	3,300千円

※請求代金額が220,000千円での試算  
※従来の運用では塗装以外はスライド対象外

## 防衛省

### 「指定品目」合算で適用判断

防衛省は、中東情勢の緊迫化によってナフサを主原料とする建設資材の納期遅延や価格高騰が発生している状況を踏まえ、省独自の単品スライド条項を運用する。従来は資材の品目ごとに単品スライドの適用可否を判断していたが、中東情勢の影響を受ける資材をまとめて「指定品目」として扱い、合計額で適用可否を判断できるようにした。1日以降に入札公告する工事に適用するほか、契約済みの工事も対象とする。

### ナフサ由来の資材高騰受け

急激な物価変動による予定価格と実勢価格との乖離(かいり)や、工期への影響を考慮し、独自の単品スライドを運用する。物価高騰の影響を受ける。従来の単品スライドでは、塗装や内装などの品目ごとに材料費の変動額

を評価し、変動額が請負代金額の1%相当額以上であればスライド条項を適用している。防衛省は、現行の運用では一実態を反映した価格転嫁が難しいとして、独自の単品スライドを運用。指定品目に該当する全ての材料費を合算し、価格変動額と1%相当額の差額をスライド額とする。

付し、入札公告等資料に独自の単品スライドの適用を明記する。

契約後、受注者が単品スライドを請求した際には、実際の購入価格を用いたスライド額の算定も認める。その場合、価格変動後の工事材料の金額には落札率を乗じない。購入価格の妥当性は、対象数量で全量分の購入実績や2社以上の市場取引価格との比較、当初想定額を確認できる書類で証明する。

指定品目は、アスファルト類、合成樹脂系材料類、防水材、シーリング材、雨どい製品、塗装材、断熱材、ユニットバス、配管類(非鋼材)、衛生器具類など。  
1日以降に公告する工事では、発注時の積算に使用した刊行物と見積採用単価を入札参加者に交

省独自の単品スライドは、労務単価なども含めたインフレスライドと併用できる。すでに契約を結んだ工事でも対応可能で、資機材の納期が遅れる場合には、必要な工期を確保するとともに追加経費を計上できるようにする。

# 単品スライド

# 複数材料を1品目で判定

## 「ナフサ等由来指定品目」に 防衛省が特例措置

防衛省は、不安定な中東情勢が建設資材に及ぼす影響を踏まえ、価格変動に伴うスライド判定の特例を含む対策を講じる。単品スライドでは、工事ごとの「指定品目」について複数の材料をまとめて1品目としてスライド判定を実施する。実際の購入価格に基づき請負代金を変更できるようにする。従来はスライド判定の対象にならなかった材料が加わるケースも出てくる。入札を1日以下に公告した工事から運用し、契約済み案件や同日以前に公告した案件も協議の上で適用する。

スライド条項の特例や請負代金、工期の設定が必要な措置を講じる。ナフサなどに由来する石油精製品を原料とする建設資材を指定品目として扱う。新規発注工事の積算は刊行物ベースで作成し、指定品目の積算に關係する刊行物や対象月、内容、見積採用単価を入札参加者に交付する。指定品目で単品スライドの請求があった場合、防衛省独自の対応として工事材料費には落札率を掛けない。

スライド額算定のイメージ (防衛省資料を基に作成)

計算例		請負代金額:220,000千円	1%相当額:2,200千円	対象の判定
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額
防水材	アス防材	2,000,000	2,400,000	400,000
	塩ビ管	800,000	1,000,000	200,000
塗装	SOP塗装	1,500,000	2,800,000	1,300,000
	EP塗装	2,500,000	3,500,000	1,000,000
	計	4,000,000	6,300,000	2,300,000
内装	ビニル床材	2,500,000	2,750,000	250,000
	壁紙	1,500,000	1,850,000	350,000
	計	4,000,000	4,600,000	600,000
ユニット	ユニットバス	2,500,000	4,500,000	2,000,000
合計		13,300,000	18,800,000	5,500,000

スライド額 2,300,000 - 2,200,000 = 100,000

請負代金額 = 220,000千円  
1%相当額 = 2,200千円 (差引き額)  
変動額 = 5,500千円  
スライド額 = 3,300千円  
※塗材以外はスライド対象外

計算例		請負代金額:220,000千円	1%相当額:2,200千円	対象の判定
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額
指定品目	アス防材	2,000,000	2,400,000	400,000
	塩ビ管	800,000	1,000,000	200,000
	SOP塗装	1,500,000	2,800,000	1,300,000
	EP塗装	2,500,000	3,500,000	1,000,000
	計	4,000,000	6,300,000	2,300,000
	ビニル床材	2,500,000	2,750,000	250,000
	壁紙	1,500,000	1,850,000	350,000
計	4,000,000	4,600,000	600,000	
ユニット	ユニットバス	2,500,000	4,500,000	2,000,000
合計		13,300,000	18,800,000	5,500,000

スライド額 5,500,000 - 2,200,000 = 3,300,000

請負代金額 = 220,000千円  
1%相当額 = 2,200千円 (差引き額)  
変動額 = 5,500千円  
スライド額 = 3,300千円  
※高自は、工種別に区分せず、指定品目(ナフサ等)として整理

※実際の購入金額を用いてスライド額を算定する場合、価格変動後の工事材料の金額に落札率を乗じず、スライド額を算定

建設資材の納期遅延や価格高騰が生じている。急激な物価変動などで、予定価格と実勢価格が懸け離れる懸念がある。工事契約後に想定外の資材高騰や納期遅延が発生すると、円滑な施工に支障を来す恐れがあるため、対応を講じることとした。

購入価格の証明や確認に、全量分の納品書や領収書、購入先を除く2社以上の見積書、協力会社との契約書などを用いる。指定品目は建築、電気設備、通信、機械設備、土木の各工事で定めている。建築工事は▽合成樹脂系材料(ビニル床材など)▽防水材▽シーリング材▽塗装材▽断熱材▽ユニットバスなどが対象となる。ナフサなどを原料とする建設資材は、受発注者の協議で指定品目に追加し、別工事でも指定品目として扱う。

指定品目以外も単品スライドの請求やインフレスライドとの併用が可能。工期は資機材の納期が遅れる場合、一時中止や工期延長で必要な期間を確保し、経費を計上する。